

生駒市市税滞納処分執行停止取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の7の規定による市税の滞納処分の執行停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(無財産の場合における滞納処分の執行停止の要件の認定基準)

第2条 法第15条の7第1項第1号に規定する「滞納処分をすることができる財産がないとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第75条から第78条までに規定する差押禁止財産以外に差し押さえることができる財産がないとき。
- (2) 換価の対象とならない財産以外に財産がないとき。
- (3) 差押等により配当が見込めない財産以外に財産がないとき。
- (4) 滞納者が死亡し、相続人が不存在若しくは不明又は相続人の全員が相続放棄したとき。
- (5) 滞納者が死亡し、相続人が限定承認をした場合で、相続財産に差し押さえることができる財産がないとき。
- (6) 滞納者が死亡し、相続すべき財産がないとき（第4号又は前号に該当するときを除く。）。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続廃止の決定を受け、滞納市税の納付が困難なとき。

(生活困窮の場合における滞納処分の執行停止の要件の認定基準)

第3条 法第15条の7第1項第2号に規定する「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 滞納者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者

となったとき。

(2) 滞納者が生活保護の適用水準に近い生活困窮者であって、滞納処分により生活保護法に規定する被保護者となるおそれがあるとき。

(3) 滞納者が市民税（県民税を含む。）について非課税となる低所得者であって、高齢、障がい、疾病等により資力の回復が困難と認められるとき。

（所在及び財産不明の場合における滞納処分の執行停止の要件の認定基準）

第4条 法第15条の7第1項第3号に規定する「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 滞納者の住所又は居所への郵便物があて先の住所又は居所に滞納者が居住していないことにより返還され、かつ、滞納者及び滞納者の財産の所在がともに不明であるとき。

(2) 滞納者の住民票が職権により消除され、かつ、滞納者及び滞納者の財産の所在がともに不明であるとき。

(3) 滞納者である法人の経営実態及び財産の所在がともに不明であるとき。

（即時消滅の基準）

第5条 法第15条の7第5項の規定にする「徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 第2条第1号から第3号まで及び第7号に該当する場合であって、3年以内に徴収することができないことが明らかなきとき。

(2) 第2条第4号から第6号までに該当するとき。

(3) 解散又は廃業し、将来事業を再開する見込みが全くない法人について、その資産がないとき。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項の規定により租税債権が免責されたとき。

(滞納処分の執行停止の通知)

第6条 市長は、滞納処分の執行停止の決定をしたときは、法第15条の7第2項の規定により、その旨を当該滞納者に文書により通知するものとする。

(滞納処分の停止の取消要件)

第7条 法第15条の8第1項の規定により滞納処分の執行停止を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 滞納者が滞納処分となり得る財産を取得したとき。
- (2) 滞納者の住所又は居所及び滞納処分の対象となり得る財産の所在が判明したとき。
- (3) 生活保護法の適用を受けなくなったとき。ただし、執行停止の処分を直ちに取り消さず、滞納者の生活状況を調査し、判断を行う。

(滞納処分の執行停止の取消しの通知)

第8条 市長は、滞納処分の執行停止の取消しを決定したときは、法第15条の8第2項の規定により、その旨を当該滞納者に文書により通知するものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。